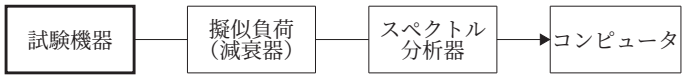
㈢　空中線電力は、次のとおりとする。
A　連続波のとき　㈠の値
B　バースト波のとき　㈠の値と送信時間率から、バースト内の平均電力を計算した値
イ　周波数ホッピングの周波数分布又は各ホッピング周波数における出現確率が均一になっていないときは、スペクトル分析器を2⑶のように設定して空中線電力の最大値を与える周波数を探索して、次にスペクトル分析器を2⑷のように設定し、最大電力を与える周波数における空中線電力を測定する。

5　試験結果の記載方法
空中線電力の絶対値をスペクトル拡散方式を用いるものの場合はmW／MHz単位で、その他の方式を用いるものの場合はmW単位で、定格（工事設計書に記載される。）の空中線電力に対する偏差を％単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

七　副次的に発する電波等の限度

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　副次発射探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

掃引周波数幅	低い周波数（10MHz程度）から搬送波周波数の３倍以上まで
分解能帯域幅	周波数が１GHz未満の場合は100kHz、１GHz以上の場合は１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑵　副次発射測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	副次発射周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	周波数が１GHz未満の場合は100kHz、１GHz以上の場合は１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

3　試験機器の状態
試験周波数を全時間にわたり連続受信できる状態に設定する。

4　測定操作手順
⑴　スペクトル分析器を2⑴のように設定し、低い周波数（10MHz程度）から搬送波周波数の３倍以上が測定できる周波数まで掃引して副次発射の振幅の最大値を探索する。
⑵　探索した結果が設備規則に規定する許容値の１／10以下の場合は、探索値を測定値とする。
⑶　探索した結果が設備規則に規定する許容値の１／10を超えた場合は、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるために周波数掃引幅を100MHz、10MHz、１MHzのように分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして、副次発射の周波数を測定し、スペクトル分析器を2⑵のように設定し、平均化処理を行って平均電力を測定する。

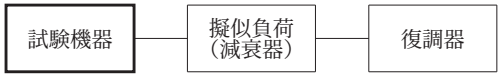
5　試験結果の記載方法
⑴　設備規則に規定する許容値の１／10以下の場合は、最大の１波を周波数とともにnW又はpW単位で記載する。
⑵　設備規則に規定する許容値の１／10を超える場合は、すべての測定値を周波数とともにnW単位で記載し、かつ電力の合計値をnW単位で記載する。

6　その他
⑴　擬似負荷（減衰器）は、特性インピーダンス50Ωの減衰器を接続して行う。
⑵　測定系を含めてスペクトル分析器の感度が足りない場合は、信号と雑音の適切な比を確保するために低雑音増幅器等を使用することができる。
⑶　試験機器の設定を連続受信状態にできないものについては、試験機器の間欠受信周期を最短に設定して、測定精度が保証されるようにスペクトル分析器の掃引時間を、少なくとも１サンプル当たり１周期以上とする。

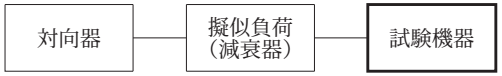
八　混信防止機能（識別符号）

1　測定系統図

⑴　識別符号を送信する場合



⑵　識別符号を受信する場合



2　測定器の条件
⑴　復調器は、試験機器が送出する送信信号を復調し、識別符号の内容が表示可能であること。
⑵　対向器は、試験機器が送出する送信信号と同様な識別符号の送信が可能であること。

3　試験機器の状態
通常の使用状態とする。

4　測定操作手順
⑴　試験機器が自動的に識別符号を送信する機能を有する場合
ア　試験機器から設備規則に規定する識別符号を送信する。
イ　復調器により送信された識別符号を確認する。
⑵　試験機器が自動的に識別符号を受信する機能を有する場合
ア　対向器から設備規則に規定する識別符号を送信する。
イ　通常の通信が行われることを確認する。
ウ　対向器から設備規則に規定する識別符号と異なる符号を送信する。
エ　試験機器が送信停止する又は識別符号が異なるものであることを表示することを確認する。

5　試験結果の記載方法
4⑴イ又は4⑵イ及びエを確認できた場合は「良」と、それ以外の場合は「否」と記載する。

6　その他
本試験項目は、4⑴又は4⑵のいずれか一方だけ行う。

九　混信防止装置（キャリアセンス機能⑴　屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置以外のキャリアセンス機能）

1　測定系統図

